

マネージメント・レター 220
「電子証明書等特別控除について」

電子証明書を有する個人が、平成19年分又は平成20年分の所得税の申告書の提出を、その者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して各年の翌年3月15日までに電子申告で行う場合には、その年分の所得税の額から5,000円（その年の所得税の額を限度とする）が控除されます。（年末調整で過不足清算が完了した給与所得者であっても適用可能）なお、平成19年分に本税額控除の適用を受けた者は、平成20年分においてはその適用を受けることはできません。

上記の改正は、平成20年1月4日以後に、所得税の確定申告書の提出を電子申告で行う場合について適用されます。なお出国のため、同日前に平成19年分の所得税の確定申告書の提出を電子申告で行った者は、同日から1年以内に更正の請求をすることにより、本税額控除の額の還付を受けることができるとされています。

< 電子証明書等特別控除の適用を受けるために準備するもの >

- ・ 国税長HPのe-Taxコーナーで「電子申告開始届出書」をインターネットを通じてオンラインで提出（書面による提出も可能です）
- ・ 「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」が税務署から後日郵送されますので暗証番号等の初期登録をします。
- ・ 住基カード（電子証明書）の取得
住基カードの交付手数料及び電子証明書の発行手数料で1,000円程度必要です。
- ・ ICカードリーダーの購入

当事務所に確定申告を依頼して「電子証明書等特別控除」の適用を受ける場合は、当事務所へ御相談ください。

 **今月のワンポイント** 

そろそろ皆さんのお手元に控除証明書が届いているかと思います。19年度より損害保険料控除を地震保険料控除に改組されておりますが、18年12月末までに契約した長期損害保険料について経過措置が取られており、19年度以後の各年度において従前の損害保険料控除と同様の金額の控除（最高1万5千円）が適用されます。ただし、地震保険料控除と合わせて最高5万円が限度となります。また、当該損害保険契約等が地震保険契約等にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当することとされています。詳しくは当事務所、又は担当者へご確認下さい。